

島根県水産試験場刊行物発刊要綱

昭和56年3月 制 定

昭和57年7月 一部改正

1. 事業報告（島根県水産試験場事業報告 BULLETIN OF SHIMANE PREFECTURAL FISHERIES EXPERIMENTAL STATION）

- (1) 原則として事業年度終了後一年以内に刊行する。
- (2) 事業年度に実施した全事業（県単，国補，委託）の遂行結果を収録する。
- (3) 報告書の構成は下記のとおりとする。
 - I 組織・機構の部 —— 人員配置，担当事業，予算など
 - II 事業実施概要の部 —— 全事業の経過概要
 - III 調査試験報告の部 —— 報告書としてまとめたもの
 - IV 調査資料の部 —— 基礎資料の収録
 - V 既刊研究業績の部 —— 事業年度における業績の目録
- (4) 原稿は毎年度 1月末日までにとりまとめる。
- (5) 原稿の校閲および編集は編集委員によって行う。
- (6) 編集委員は次長，科長，分場長とする。（59年7月改正）。

2. 研究報告書（島根県水産試験場事業報告 BULLETIN OF SHIMANE PREFECTURAL FISHERIES EXPERIMENTAL STATION）

- (1) 刊行は不定期とする。
- (2) 事業遂行の過程において得た成果・知見について，学問的視点から解析した報告を対象とする。
- (3) 投稿は随意とし，原稿は担当科長・分場長の校閲を受ける。
- (4) 学術誌等で発表した報告は抄録とする。
- (5) 原稿の審査および編集は，事業報告編集委員が兼ねて行う。

3. 事業別報告書

- (1) 刊行に当っては，事前に事業報告編集委員に報告し，刊行物として登録する。
- (2) 報告書の表紙右上部に登録番号をつける。
- (3) 余部を図書室に保管する。
- (4) 事業報告書への再録は原則として抄録とするが，基礎資料については全資料の再録を認める。

編 集 委 員

高 橋 伊 武 ・ 岩 本 宗 昭 ・ 安 達 二 朗

中 村 幹 雄 ・ 田 中 伸 和

発行日 平 成 6 年 10 月 1 日

発行所 島 根 県 水 産 試 験 場

〒697 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1

電話 (0855) 22-1720(代)

印刷所 弘 文 タ イ プ 印 刷 所

浜田市片庭町254(合庁横)